

# 妊婦のための支援給付事業 妊婦等包括相談支援事業のご案内

大阪市では、令和7年4月より、妊娠期からの切れ目ない支援を行う観点から、「妊婦のための支援給付事業」と「妊婦等包括相談支援事業」と効果的に組み合わせて、伴走型相談支援（妊婦等の身体的、精神的ケア）及び経済的支援を実施しています。

## 伴走型相談支援

### 経済的支援

⇒ 面談・アンケートを通じて、必要な支援につながります

➡ 給付金の支給により、経済的負担の軽減を図ります

## 事業の内容

### ① 妊娠の届出 (母子健康手帳の交付)

#### 妊婦であることの 認定申請

- ・医師または助産師の診断を受け、妊娠が確認できれば、妊娠の届出をしてください
- ・届出時に、妊婦であることの認定申請案内を交付します

▶ 保健師等が健康状態などをお伺いする面談を行います

- ・妊婦ご本人が申請してください。

申請期限：医療機関等で妊娠を確認した日から2年後の前日

支給額：妊婦1人につき5万円

### ② 妊娠8か月頃の アンケート(及び面談)

### ③ 乳児家庭全戸訪問 (出産後の家庭訪問)

#### 妊娠したこどもの 数の届出

- ・妊娠7か月頃に近況をお伺いするアンケートを送付しますので、アンケートの回答にご協力をお願いします

▶ 面談希望者には、保健師または助産師がご自宅を訪問し、出産・子育てに向けての準備や過ごし方など、安心して赤ちゃんを迎えるための面談を行います

- ・赤ちゃんが生まれたら、母子健康手帳交付時にお渡しした新生児出生連絡票（青色はがき）を提出・送付してください

▶ 保健師または助産師がご自宅を訪問し、赤ちゃんの発達相談や産後の体調管理、育児相談などの子育てに関する面談を行います  
訪問した際に、妊娠しているこどもの数の届出案内を交付します

- ・妊産婦ご本人が届出してください

届出期限：出産予定日8週間前の日から2年後の前日

支給額：妊娠したこどもの数につき5万円

※出産予定日8週間前の日以降から届出可能



## よくあるご質問に対するお答え

**Q** 妊婦支援給付金の支給はいつから始まったのですか

**A** 令和7年4月から事業開始しています。

**Q** 妊婦支援給付金の対象者の条件は何ですか

**A** ①申請・届出時点で大阪市内に住所があり、  
②妊娠期間中に国内に住所がある妊婦（※）である（あった）方が対象です  
※産科医療機関等で医師等による胎児心拍の確認が必要です

**Q** 多胎を妊娠した場合、受け取れる金額はいくらですか

**A** 妊婦であることの認定分の給付金は、多胎妊娠でも5万円の支給となります。  
なお、妊娠したこどもの数の届出分の給付金は、妊娠したこどもの数×5万円を受給することとなり、双子の場合では10万円を受給できます。

**Q** 妊娠判定薬で陽性反応が出たのですが、妊婦支援給付金を受け取れますか

**A** 妊婦支援給付金を受給するためには産科医療機関等を受診し、  
医師等による妊娠（胎児心拍）の確認が必要となります。  
まずは、産科医療機関等を受診してください。

**Q** 妊婦支援給付金の申請は、こどもの父親は申請はできますか

**A** 妊婦支援給付金は妊婦（もしくは、産婦）のみ申請できます。  
このため、妊婦以外の方（父親・祖父母など）は受け取ることができません。

**Q** 流産・死産となった場合、妊婦支援給付金を受け取れますか

**A** 流産・死産等であっても妊娠の事実を確認できた場合、妊婦支援給付金（妊娠認定分・こどもの数届出分）を受給することができます。

**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”にご注意ください。**



ご自宅や職場などに市役所や区役所、こども家庭庁（の職員）などのかたった不審な電話や郵便があった場合は、表面の問い合わせ先や最寄りの区役所、警察署（または警察相談専用電話(#9110)）にご連絡ください。